

①開 会

<教 育 長> それでは、ただいまから、令和6年山形県教育委員会8月定例会を開会いたします。

<教 育 長> 議事等に先立ち、申し上げます。  
先ほど、1名の傍聴の申出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

<教 育 長> 会議録署名委員に、和田委員と丹治委員を指名いたします。

③会期の決定

<教 育 長> 会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<教 育 長> 議事に先立ち、報告があります。  
(1)「県外志願者受入れに関する要綱の改正について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長> 「県外志願者受入れに関する要綱の改正について」、報告いたします。  
報告1-1「資料1」を御覧ください。

「1 要綱」について、改正しました要綱は、「(1)山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」及び「(2)山形県立高等学校小規模校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」の二つでございます。

「2 改正の理由」ですが、これまでの推薦入学者選抜及び一般入学者選抜が、令和8年度入学者選抜から前期(特色)選抜及び後期(一般)選抜になること、そして令和8年度入学者選抜の概要を今年9月に公表することから、県外志願者受入れの要綱を改正いたしました。

なお、令和7年度入学者選抜は改正前の要綱で実施することになることから、改正の施行は令和7年度入学者選抜の実施後としております。

まず、「(1)山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」から御説明申し上げます。

報告1-2「資料2」、「山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱 新旧対照表」を御覧ください。左の欄が現行、右の欄が改正の内容となります。

第2条第2号を御覧ください。「志願者」について、令和7年度入学者選抜においては、推薦及び一般入学者選抜と先行実施する前期（特色）選抜を対象としておりましたが、令和8年度からは前期（特色）選抜及び後期（一般）選抜となります。

続いて、第4条第1号及び第2号を御覧ください。令和7年度入学者選抜までは推薦入学者選抜又は前期（特色）選抜を実施する学校と実施しない学校があるため、第1号で募集人員を定め、第2号で推薦入学者選抜又は前期（特色）選抜を実施する場合の一般入学者選抜との配分を定めておりましたが、令和8年度からは全ての公立高等学校で前期（特色）選抜を実施することから、第1号と第2号をまとめました。それに伴い、これまでの第3号が第2号となり、一般入学者選抜を後期（一般）選抜と改めました。報告1-3から報告1-5「資料3」が改正後の要綱となります。

続いて、「山形県立高等学校小規模校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」について御説明いたします。

報告1-6「資料4」、「山形県立高等学校小規模校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱 新旧対照表」を御覧ください。左の欄が現行、右の欄が改正の内容となります。

まず、第1条を御覧ください。「推薦入学者選抜及び一般入学者選抜」について、「山形県公立高等学校入学者選抜（以下「入学者選抜」という）」に改めました。

次に、第2条第2号を御覧ください。「推薦入学者選抜及び一般入学者選抜」を「前期（特色）選抜及び後期（一般）選抜」に改めました。

次に、第3条の2を御覧ください。令和8年度の入学者選抜からは、全ての学校で前期（特色）選抜と後期（一般）選抜を実施することとなります。現行の第3条の2については、推薦入学者選抜を実施する学校と、実施しない学校がある場合の内容であるため、削除いたしました。

次に、第4条を御覧ください。「推薦入学者選抜」を「前期（特色）選抜」に改めております。また、募集人員については、これまで推薦入学者選抜において県外志願者受入れを実施する場合は、受入れを実施しない学校の上限30パーセントに20パーセント増やすことができる要綱であったため、県内志願者の志願を圧迫しないという原則を踏まえ、「県外志願者の受入れを実施しない学校においては、入学定員40名の5%以上50%以内」に、「県外志願者の受入れを実施する学校においては、定員の5%以上70%以内」としております。

次に、第5条第1号及び第2号を御覧ください。いずれも「推薦入学者選抜」を「前期（特色）選抜」に、「一般入学者選抜」を「後期（一般）選抜」に改めております。報告1-7「資料5」が改正後の要綱となります。

「県外志願者受入れに関する要綱の改正について」、報告は以上です。

<教 育 長>

ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<教 育 長>

なければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<教 育 長>

議第1号「令和7年度山形県立中学校の入学募集について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長>

議1-1、1-2を御覧ください。「令和7年度山形県立中学校の入学募集について」、御提案申し上げます。

県立中学校につきましては、県内初の併設型中高一貫校として、平成28年度に東桜学館中学校が開校し、今年度、令和6年度に致道館中学校が開校いたしました。

令和7年度の県立中学校入学選抜基本方針につきましては、令和5年8月に教育委員会において決定し公表しているところですが、これに基づき、この度正式に募集の公告を行うものです。令和6年度入学募集からの変更点は、致道館中学校が開校したことから開校準備室等の記載を改めたこと、また日付等を変更したことであります。

議1-2を御開きください。募集内容を説明いたします。表に示しましたとおり、入学定員は、東桜学館中学校及び致道館中学校ともに、1学級33人の3学級で99人としております。

入学志願要項についてですが、まず、「1 志願資格」については、(1)の①にあるとおり、「令和7年3月に小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部を卒業又は修了見込みの者で、保護者とともに山形県内に住所を有する者」が基本となります。(2)には県外からの受検など、(1)の②の「山形県教育委員会教育長が特別に志願を許可した者」の具体例を掲載しております。

続きまして「2 通学区域」については、県下一円としております。

「3 出願に必要な書類及び提出期間」については、「令和6年11月25日(月)から同年11月29日(金)午後3時まで」となっております。

「4 選抜及び選抜結果通知書の発送」についてですが、選抜の資料は、小学校が作成する調査書と、県教育委員会が実施する適性検査、作文、面接等の結果を用いることといたします。その実施日は、「令和7年1月11日(土)」で、県立東桜学館中学校及び県立致道館中学校でそれぞれ実施し、選抜結果通知書を「1月17日(金)」に発送いたします。

その他、詳細につきましては、「5 その他」にありますとおり、9月中旬に完成予定の入学選抜実施要項で示すこととし、これについては、9月14日土曜日、9月15日日曜日にそれぞれ実施する中学校入学選抜説明会で保護者へ周知してまいります。

以上、よろしく御審議お願いいたします。

御承認いただいた後は、9月3日火曜日発刊の県公報に掲載して募集の公告をする予定としております。

<教 育 長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

- <教 育 長>           なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員>           異議なし。
- <教 育 長>           御異議なしと認め、議第 1 号は原案のとおり可決いたします。
- <教 育 長>           次に、議第 2 号「令和 8 年度山形県立中学校入学者選抜基本方針の決定について」、説明願います。
- <高校教育課長>       議 2－1、2－2 を御覧ください。  
「令和 8 年度山形県立中学校入学者選抜基本方針について」、御提案申し上げます。  
東桜学館中学校の入学第 11 期生、致道館中学校の第 3 期生となる現小学校 5 年生が対象の入学者選抜基本方針であります。毎年 8 月に、その年度の募集公告と次年度の基本方針を決定しております。  
議 2－2 を御覧ください。令和 7 年度基本方針からの変更点は、年次等の変更のほか、1 の（3）にある出願受付期間、3 の（1）にある適性検査等の実施日、4 にある選抜結果通知書の発送日の 3 点について、日付が変更になります。  
そのほか、基本方針の内容については変更した点はありません。  
以上、よろしく御審議をお願いいたします。
- <教 育 長>           ただいまの御説明について御意見、御質問ございますでしょうか。
- <教 育 長>           なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員>           異議なし。
- <教 育 長>           御異議なしと認め、議第 2 号は原案のとおり可決いたします。
- <教 育 長>           次に、議第 3 号「山形県立特別支援学校の小学部・中学部及び山形県立中学校における令和 7 年度使用教科用図書の採択について」、高校教育課長及び特別支援教育課長より説明願います。
- <特別支援教育課長>   前半は私の方から、特別支援学校のことについて御説明申し上げます。  
議 3－1 になります。議第 3 号は山形県立特別支援学校の小学部・中学部及び山形県立中学校における令和 7 年度使用教科書を案のとおり採択していただきたく、お諮りするものです。  
初めに、県立特別支援学校の教科書について説明をいたします。  
議 3－16 を御覧ください。「資料 1」になります。ここでは、特別支援学校で使用する教科書の種類や採択に関する規定などを挙げており

ます。

「1」は、特別支援学校においても、小・中学校で使われている検定済教科書又は文部科学省の著作教科書を使用する義務があるということが示されております。

「2」では、教科用図書の特例が示されておりますが、「1」で示した検定済教科書や著作教科書以外の教科用図書を使用することができるというものでございます。これは「一般図書」と言っておるものであります。

特別支援学校・学級用の一般図書は、お手元の資料に一覧がございしますが、「児童生徒の教科の主たる教材としての内容を具備した教育上適切なもの」といった要件を満たすことが求められています。このため、県教育委員会では、調査研究を行い作成しました「令和7年度用一般図書一覧」の中から選定をすることになっております。

同じ資料の「3」につきまして、一般図書の採択に当たっての留意事項としましては、まず著作教科書や下学年の検定済教科書が使えないか検討するということとなります。十分検討した上で、子どもの障がいの種類や程度、能力、特性に最もふさわしい内容の教科用図書を選定することとなっておりますので、順番がございします。

続きまして、「4」は、各校の教科用図書選定結果の特徴をまとめたものです。

知的障がい特別支援学校においては、絵本などの一般図書の選定が主となっておりますが、文部科学省著作教科書、いわゆる「☆(ほし)本」を採択選定する学校も増えてきている状況にございます。

視覚障がいや聴覚障がい、肢体不自由、病弱の児童・生徒を対象とする特別支援学校の小・中学部では、小・中学校と同様の検定済教科書の選定が中心となっております。これらの障がいに加えて、知的障がいを併せ有するいわゆる重複障がいの子どもたちの場合は、一般図書を使用することが多くなっております。

「5」につきましては、選定した学校が多かった一般図書を例として挙げております。主な選定理由を御覧いただきますと、小学部の場合は、絵など視覚情報が豊富な内容であることや、実際に聞いたりボタンを押して音が鳴る、塗ったりすることができるような図書を活用して学ぶことが理由として挙げられております。

中学部の場合は、イラストや図などの視覚情報が豊富にあるような本、生徒の興味・関心を引きやすく、生活に関連した内容が取り扱われていることから選ばれることがあります。

続いて議3-2から3-7を御覧ください。議3-2は小学部の採択(案)となります。

まず、1(1)の文部科学省検定済教科書につきましては、小学校と同様の各教科等の検定済教科書になります。

表の右側に選定した学校数を記載しております。表の下には「※」で示しましたが、山盲、山聾、酒特、鶴養、ゆきわり、山養の6校が選定しているということを表記しております。

議 3-3 を御覧ください。文部科学省著作教科書になりますが、そのうちの(1) 視覚障がい者用の点字本になります。こちらは検定済教科書を点訳した教科書になります。これは山形盲学校で選定しております。

(2) であります。聴覚障がい者用教科書になります。これは山形盲学校、山形聾学校、酒田特別支援学校の聴覚部が選定しております。山形盲学校は視覚障がいの学校ですが、重複障がいとして今後視覚障がいのある方が登校することが考えられることから、あらかじめ今回選定しております。

知的障がい者用教科書については、一つ星本(☆) から三つ星本(☆☆☆) までございまして、「※」にあるように、山形盲学校、山形聾学校、米沢養護学校長井校など 11 校が選定しております。

続いて、議 3-4 から 3-6 を御覧いただきたいと思っております。こちらは一般図書になります。資料は、それぞれの学校が一般図書を選定したものを集約しまして、どの本を何校選定したか示すものになっております。

実際に選定した図書はこの表のとおりでございまして、昨年と同様、今年度も一覧にある本を全て一括で採択をお願いしたいと考えております。これは、今後書店の在庫がなくなって供給できないことになりますと文部科学省から連絡が来て別の本を選ぶことになりまますが、そうしたときにより子どもに合わせて選定しやすくするためとなります。そういったことがなければ、選定したとおりに各学校で使用することになります。

続きまして、議 3-7 を御覧ください。議 3-7 につきましては、点字本、拡大教科書といった山形盲学校で選定している本のリストとなっております。

ここまでが小学部の採択(案)でございまして。

引き続き中学部につきまして、議 3-8 を御覧ください。小学部同様、中学部においても検定本をこのような学校が選定しているという表になります。

議 3-9 につきましては、文部科学省の著作本でございまして。知的障がい者の場合は、四つ星本(☆☆☆☆) と五つ星本(☆☆☆☆☆) が中学部用になっておりますが、生徒の知的障がいの状況が重いということもございまして、小学部用の「☆本」も選定をし学習に活用することから、小学部用の本もリストに入れてございまして。

続きまして、議 3-10 から 3-12 を御覧ください。一般図書についてでございまして。これも先ほど御説明しました小学部と同様、各学校中学部が選定したリストはこのとおりになりますが、この一般図書一覧を一括で採択していただいて、今後に対応できるようにしたいと考えております。

最後に 3-13 を御覧ください。こちらは点字教科書、拡大教科書になりまして、山形盲学校が選定しているものになります。

各特別支援学校の小・中学部について、採択(案)とさせていただきます。

たいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

< 高校教育課長 >

次に県立中学校について御説明申し上げます。

議 3 - 14 から議 3 - 15 を御覧ください。県立東桜学館中学校と県立致道館中学校は、併設型中高一貫教育校の中学校であり、その教科書の採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条第 3 項において、学校ごとに採択を行うものとなります。

県立中学校では校内に教科書選定委員会を設置しまして、各校の教科書選定方針に則り、使用する教科書を選定し、その結果を教育委員会事務局内で審査を行うなど作業を進めてきたところであります。

それでは、県立東桜学館中学校で使用する教科書について御説明いたします。議 3 - 14、採択（案）を御覧ください。

「1 教科用図書選定の観点」に記載のとおり、東桜学館の基本理念である「高い志」、「創造的知性」、「豊かな人間性」を育てるために、協働的な学習や探究型の学習を推進するのに適しているかを選定方針として、「2 教科用図書選定結果」といたしました。

次に、県立致道館中学校で使用する教科書について御説明いたします。資料は議 3 - 15、採択（案）を御覧ください。

「1 教科用図書選定の観点」に記載のとおり、致道館の基本理念である「自主自律」、「新しい価値の創造」、「社会的使命の遂行」をもとに、生徒の自主性や創造性を育む個別最適な学びの充実を図るのに適しているかを選定方針とし、「2 教科用図書選定結果」といたしました。

以上のように、事務局では、教科用図書採択の基本方針に基づき、選定理由と教育課程を照合し、適切な図書の選定となっているかを審査いたしました。

その結果が議第 3 号の山形県立特別支援学校小学部・中学部及び山形県立中学校における令和 7 年度使用教科用図書採択（案）でございます。令和 7 年度使用教科用図書として採択をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

< 教 育 長 >

ただいまの説明につきまして御意見、御質問ございますでしょうか。

< 小 関 委 員 >

東桜学館中学校の数学は、高 1 の教科書まで含まれていますが、中学 3 年の間にそこまで学習するというのでしょうか。

< 高校教育課長 >

先取り学習を入れておりますのでこのような選定となっております。

< 小 関 委 員 >

致道館中学校は公民の教科書がなかったり、数学も先取りしているものがなかったり、理科の部分も違うのですが、東桜学館は理数系に力を入れているということなののでしょうか。

< 米野教育次長 >

致道館中学校も高校の先取りをすることになっておりまして、具体的には、中学 1 年生では数学は中学 2 年生分の先取りをする、中学 2 年生

では中学3年生分の先取りで、中学3年生では高校の先取りをするということなのです。今回は令和7年度使用ですので、今の中学校1年生、来年度中学2年生が使う教科書ということになります。

<高校教育課長> 公民の教科書も、まだ1年生しかいない状況であり、東桜学館とずれが生じているということでございます。

<教 育 長> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次に、議第4号「山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における令和7年度使用教科用図書採択について」、説明願います。

<高校教育課長> 議第4号を御覧ください。議第4号につきましては、山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における令和7年度使用教科用図書を案のとおり採択していただきたく、お諮りするものであります。

議4-2、提案内容を御覧ください。令和4年度から平成30年告示の学習指導要領が年次進行で実施されております。令和7年度は定時制の4年生を含めまして、全ての学年及び年次において平成30年告示の学習指導要領の適用となります。一部検定済教科書等が発行されない教科科目について、平成21年告示の学習指導要領に基づく教科書を準教科書として使用することができます。

したがいまして、本日は平成30年告示学習指導要領と、平成21年告示学習指導要領に基づく教科書に分けて、提案をさせていただきます。

それでは、議4-3を御覧ください。ここから令和7年度使用高等学校教科用図書の採択（案）となります。

議4-3から議4-11が教科書目録第1部。これは平成30年告示学習指導要領に基づいて編集された教科書の山形県立高等学校及び県立特別支援学校高等部における令和7年度使用教科書の採択（案）であります。

議4-12が教科書目録第2部。平成21年告示学習指導要領に基づいて編集された教科書の採択（案）となります。こちらの資料には、教科科目別に発行される教科書ごとの選定学校数をまとめております。

県立高等学校は、普通科・専門学科・総合学科の各学科それから全日制・定時制・通信制の各課程がございます。その実態は極めて多様であります。そこで、県教育委員会では、各学校が実態に即した適切な教科書を選定するために、各学校に教科書選定委員会を設置し、十分な調査研究を行い、公正でかつ適正な選定を行うよう指導してまいりました。点検の結果、各学校とも適切に選定していると判断しましたので、提案内容にある教科用図書を採択していただきたいと考えております。



続いて、議4-16の「資料1-①」を御覧ください。こちらは、ただいま御説明いたしました教科書の選定状況をまとめた資料となります。

表の中ほどの欄になりますけれども、文部科学省検定済・著作教科書、第1部、第2部合わせまして710点の教科書のうち、表の右側、「本県の選定数」の欄、本県では558点が選定されており、その割合は78.6パーセントとなります。

議4-17から議4-18の「資料1-②」第1部、平成30年告示学習指導要領に基づく教科書の選定状況、議4-19から議4-20の「資料1-③」が第2部、平成21年告示学習指導要領に基づいて編集された教科書の科目ごとの選定状況となります。

続いて、議4-21から議4-23の「資料2-①」から「資料2-③」を御覧ください。こちらには学科ごとの教科書選定の観点の例を載せております。

議4-21が普通科の高校、議4-22が専門学科の高校、更に議4-23が総合学科の高校のものであります。

また、議4-24から議4-25の「資料3」には、県立学校における各教科の選定率が比較的高い教科書の選定理由の例を記載しております。教科書の内容構成が当該学校の生徒にとって分かりやすく、生徒の興味・関心を喚起し、かつ生徒の学力向上に資する内容であることを選定の理由に挙げる場合が多くなっております。

議4-27、議4-28は教科書が使用されるまでの流れとなります。先月説明申し上げたものと同様となりますが、本日は議4-28の下から二つ目の欄、「8月」の令和7年度使用教科書の採択に該当しております。

以上、県立高等学校分について御説明を申し上げました。引き続き、特別支援教育課長から説明がございます。

<特別支援教育課長>

県立特別支援学校高等部の教科書の採択について御説明いたします。議4-26「資料4」を御覧ください。

「1」は各校の教科用図書選定結果の特徴をまとめた資料になりますが、上段の「視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者、病弱者である生徒を対象とする特別支援学校」高等部では、高等学校と同様の検定済教科書の選定となっております。これらの障がいに加えて、知的障がいを併せ有する重複障がいの生徒の場合は、一般図書を選定することになっております。

下の段の「知的障がい者の生徒を対象とする特別支援学校」高等部におきましては、一般図書の選定が主であります。著作教科書「☆本」を選定する学校も増えてきている状況にございます。

「2」は選定した学校が多かった一般図書を挙げております。高等部の場合は卒業後の実生活に生かすということが大事になってまいりますので、具体的な場面が想定されること、生活に即した内容が取り扱われていること、豊富な具体例があることを重視して各学校選定しております。

「改訂新版くらしに役立つ保健体育」につきましては、「体育理論編」、「体育実技編」、「保健編」など全ての分野が取り上げられており、写真やイラストなどの説明もあり、生徒が動きをイメージしやすい図書であることから選定が多くなってございます。

「改訂新版くらしに役立つ国語」につきましても、手紙の書き方や電話の受け答えなど、実際の生活に役立つ内容が含まれていることから、また「改訂新版くらしに役立つ数学」につきましてもイラストが対応されていて分かりやすい、内容が具体的である、卒業後の生活を見据えた内容が取り入れられているなどから選定されているものでございます。

続きまして、議4-13を御覧ください。高等部の採択（案）になってございます。

「1 文部科学省検定済教科書」（1）については、高校に準ずる教育課程のある4校が高校と同じ検定済教科書を選定しております。

（2）は視覚障がい者用として高校の教科書を点訳あるいは拡大したものがございまして、そちらを選定しているということになります。

「2 文部科学省著作教科書」ですが、知的障がい者用の「☆本」になります。高等部ではあるのですが、先ほども中学部でも申し上げましたように、障がいの状態によって、小学部のものであるいは中学部のもので活用することが適切だという場合に選定されることになります。

「3 一般図書」でございます。小・中と同様に議4-14が各学校が選定した一覧になってございますが、本日採択に当たっては、先ほどの一般図書一覧を一括で採択をお願いしたいと考えております。

（2）については点字教科書、拡大教科書で、山形盲学校が選定しているものになります。

以上、各特別支援学校が選定したものを審査し、採択（案）といたしました。

県立高等学校及び県立の特別支援学校高等部における令和7年度使用教科書について御説明申し上げます。いずれも「教科書採択の基本方針」に基づいて、各校長が選定したものを、関係課で厳正に審査したものでありますので、どうぞ採択についてよろしくお願いいたします。

以上になります。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第4号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次の議第5号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第5号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

<教 育 長>

以上を持ちまして、教育委員会を閉会いたします。